

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 中間とりまとめ

マイナンバーカードは、安全・確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラである。健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能となるなどのメリットがある。

これらのメリットを国民・医療関係者に実感していただくなからで、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、令和6年秋に保険証の廃止を目指すこととしている。本検討会において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた課題の整理と必要な対応を検討したので、中間とりまとめとして公表する。中間とりまとめで具体化に至らなかった事項については、最終とりまとめに反映できるよう検討する。これにより、マイナンバーカードが全ての国民に行き渡るように全力を尽くす。

マイナンバーカードと健康保険証一体化の意義

- マイナンバーカードによるオンライン資格確認では、医療機関・薬局の窓口で、患者自身の直近の資格情報（加入している医療保険や自己負担限度額）を確認することができ、また、本人の同意に基づき、過去の薬剤情報や特定健診情報等をその医療機関・薬局に提供することができる。
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、国民にとっては、
 - ・ 自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる（重複投薬・併用禁忌の防止など）
 - ・ 転職・転居等による保険証の切替えや更新が不要となる
 - ・ 書類提出によらずに、自己負担限度額等を超える支払が免除されるといったメリットがある。
- また、医療機関・薬局にとっては、
 - ・ 患者から問診表等で聞き取るよりも正確かつ効率的に、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報等を確認できるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を提供することができる
 - ・ 顔写真と電子証明書といったマイナンバーカードの機能により、顔認証等の確実な本人確認を行うことができ、資格確認も一度にできる
 - ・ システムへの資格情報の入力等の手間が軽減され、誤記リスクが減少する

- ・ 正しい資格情報の確認ができないことによるレセプトの返戻を回避し、未収金の減少に繋がる

ほか、保険者にとっては、

- ・ 資格喪失後の被保険者証の使用や被保険者番号の誤記による過誤請求に係る事務処理負担が減少する
- ・ 健康保険証、限度額適用認定証等に係る事務手続や認定証等の発行が減少する

等のメリットがある。

○ 政府は、これらのメリットをより丁寧に国民・医療関係者へ伝えていく、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の意義について理解を求めていくことが重要である。

さらに、マイナンバーカードによるオンライン資格確認は、今後の医療DXの基盤となる仕組みであり、将来的には、診察券や公費負担医療の受給者証もマイナンバーカードと一体化していくことにより、ますます、国民や医療現場にとってのメリットの実感が大きくなると考えられる。こうした将来も見据えながら、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて取組を加速し、令和6年秋の保険証廃止を混乱なく迎えられるよう、入念に準備する必要がある。

一体化に当たっての取組

(1) マイナンバーカードの特急発行・交付の仕組みの創設等について

- ・ 紛失等により速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、市町村の窓口に来庁して申請を行う特急発行・交付について、発行期間の短縮に加え、カードの発行主体であるJ-LISから申請者に直接送付することで、申請から1週間以内（最短5日）で交付できる新たな仕組みを創設し、令和6年秋までに、新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者（約150万枚/年）を含め、合計約360万枚/年（約1万枚/日）まで対応できる体制を構築する。

(2) マイナンバーカードの取得に課題がある方への環境整備（マイナンバーカードの代理交付・申請補助等）について

1) 代理交付を幅広く活用するようにするための柔軟な対応

- ・ 交付申請者の代理人に対する交付については、やむを得ない理由により交付申請者が庁舎等に出向くことが困難であることが、診断書、障害者手帳等の「申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料」（疎明資料）により確認された場合に認められているところ、役所に出向くことが困難であるとして代理交付の活用ができるケースを従来より幅広く拡充・明確化する。あわせて、出向くことが困難であ

ることを示す「疎明資料」について、入手が容易・費用がかからないもので対応できるよう緩和するとともに、困難であることが推定される一定の場合（例：成年被後見人、中学生以下の者、75歳以上の高齢の方）には実質不要とし、より柔軟に代理交付の仕組みを活用することができるよう本年度中を目途に自治体向けの事務処理要領を改訂する。

- ・あわせて、本人確認書類や顔写真証明書類の作成主体の拡充・明確化についても検討し、申請手続きの負担軽減を図る。

2) 申請補助・代理での受取等を行う者の確保

- ・来年度、施設職員や支援団体等に、申請・代理交付等の支援の協力を要請する。その際、本来業務に配慮したマニュアルを作成・普及するとともに、申請のとりまとめや代理での受け取り等に対する助成を行う。

3) 顔写真

- ・宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う写真を使用する方や、乳幼児、障害のある方又は寝たきりの方等、やむを得ない理由により適切な規格の写真（正面、無帽、無背景）を撮影できない場合であっても、申請書の氏名欄に理由を記載し送付していただくか、マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡していただくことで使用可能としているところであり、こうした対応について本年度中に改めて周知する。

4) 暗証番号の設定

- ・本人では暗証番号の設定に必要な作業を行うことが困難な場合について、暗証番号自体は本人に決めていただく必要があるが、設定にあたって入力補助などサポートしていただくことは可能であり、その旨をあらためて周知徹底する。
- ・暗証番号の設定に困難を抱える申請者に対しては、顔認証による使用を前提としつつ、代理人に不要な負荷をかけないためにも、暗証番号の取扱いについて検討する。
- ・暗証番号の初期化・再設定は、役所に出向くほか、市町村から事務委託を受けた郵便局及びコンビニ（署名用電子証明書のみ）で行うことが可能となっており、これらの拡充を検討する。

（3）市町村によるマイナンバーカードの申請受付・交付体制強化の対応

- ・代理する人がいない等のケースに対応するため、市町村による申請受付・交付体制を強化する。

1) 出張申請等

- ・ 公民館、自治会館、老人福祉センター、地域の病院、地域包括支援センターなど高齢者などが利用しやすい場所や、健康保険証を活用する現場である医療機関、健康診断や予防接種の実施会場等での出張申請受付を本年度から推進するとともに、希望する者の個人宅等を市町村職員が各種制度の支援者とともに訪問する形での出張申請受付の推進についても検討する。
- ・ 来年度、関係団体を通じて出張申請受付を希望する介護福祉施設・障害福祉施設等をとりまとめた上で、市町村に情報提供を行い、市町村による出張申請受付を推進する。
- ・ 日本郵便とも連携し、郵便局における申請サポートを強力に推進するとともに、市町村が指定した郵便局で、市町村とオンラインでつなぎ、マイナンバーカードの交付申請受付と市町村による本人確認を行い、発行されたカードを郵送で住民に届けること等を可能とするよう、郵便局事務取扱法に、マイナンバーカードの交付に係る事務を位置付け、制度化を目指す。
- ・ マイナンバーカード交付事務費補助金による出張申請受付等への支援は令和5年度も継続する。

2) 施設等の協力

- ・ 施設や支援団体の負担への配慮が必要であるが、市町村だけで対応することは困難であることから、市町村が出張申請受付を行う際の事務的な準備や周知などについてマニュアルを作成し、施設や支援団体側にも協力を依頼する。

3) 窓口における対応・支援

- ・ 代理手続きの可否やパスワード設定の介助者等による支援の取扱いなど、市町村毎に窓口の対応にばらつきがあるという声が聞かれるため、事務処理要領だけでなく、事務連絡等でこれまで整理してきた対応をあらためて市町村に周知していく。
- ・ 窓口での支援に関して、手話通訳者やろうあ者相談員の活用の推進について検討する。
- ・ J-LISにおいて運営している住民向けのコールセンターの活用についてあらためて周知していく。

4) 対面での手続

- ・ 対面での手続きに対するハードルがある方について、オンライン・チャット機能・AIを活用して対面手続を不要としてほしいとの意見があったが、マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としており、対面での本人確認

を経て発行することで、国際的な基準を踏まえて策定されている「行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（C I O連絡会議決定）上、最高位の保証レベルを実現しているところである。

- ・ 庁舎等に出向くことが困難である方については、出向くことが困難であることを示す疎明資料の緩和・実質不要化等により、代理交付を活用しやすくする。

（4）健康保険証廃止後の資格確認の取扱いについて

- ・ マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする。
- ・ マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書（基本は紙）により被保険者資格を確認することとする。
- ・ 「マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方」は、具体的には、
 - ・ マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
 - ・ 介護が必要な高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない者
 - ・ ベビーシッターや介助者等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合や、家族や介助者等が本人の代理として薬局に薬剤を受け取りに行く必要がある場合
- 等が想定される。
- ・ 資格確認書は、本人の申請に基づき書面又は電磁的方法により、保険者から速やかに提供することとする。
- ・ 資格確認書の有効期間は、1年を限度として各保険者が設定することとする。また、様式は国が定める。

※資格確認書の発行は、現行の保険証と同様、無償。

※より良い医療を受けることが可能となることや、診療報酬による患者負担に差があることなど、マイナンバーカード利用の意義・メリットをわかりやすく伝える。

（5）保険者の資格情報入力のタイムラグ等への対応

- ・ オンライン資格確認等システムについて、保険者の迅速かつ正確なデータ登録を徹底するため、資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化するとともに、保険者は、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととする。また、現行、事業主から保険者への届出は5日以内とされているところ、事業主が、加入前から被保険者に係る情報を収集するよう促すなどして、当該届出が5日以内に徹底されるようにする。
- ・ 保険者によるデータ登録時に、J-LIS 照会を全件実施することとする。

- ・ J-LIS への照会を円滑に行うための文字規格や住所表記の統一について検討する。

(6) その他、健康保険証廃止後のオンライン資格確認における実務上の課題

1) 発行済みの健康保険証の取扱い

健康保険証廃止後、発行済みの健康保険証を 1 年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置を設ける。

2) マイナンバーカードの管理について

- ・ 施設等が本人に代わって入所者のマイナンバーカードを管理することに不安の声が聞かれた一方で、施設入所者等も、マイナンバーカード 1 枚で医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の過去の医療・健康新情報に基づいた医療を受けるというメリットを活用いただく機会を保障する必要がある。
- ・ 医療機関・薬局の受診等の際にマイナンバーカードを第三者に預けることや、施設入所者のマイナンバーカードの管理の在り方などについて、取扱いの留意点等を整理した上で周知し、安心して管理することができる環境づくりを推進する。

（具体例）

- ・ 法定/任意代理人が被代理人のマイナンバーカードを管理する場合
- ・ 施設長が施設入所者分のマイナンバーカードを管理する場合
- ・ 乳幼児・要介護者等が医療機関・薬局受診等する際に、同行するベビーシッター・介助者等が本人のマイナンバーカードを持参する場合や、家族や介助者等が本人の代理として薬局に薬剤を受け取りに行く必要がある場合

(7) 乳幼児のマイナンバーカードについて

- ・ 乳幼児に対応した申請・交付手続きの見直しを行う。具体的には、出生後速やかにカードを交付することができるよう、出生届の提出にあわせてカードの申請を行うことができるようになり、特急発行の対象とするとともに、1 歳未満でカードを申請する場合については、顔写真がないカードを交付することとする（有効期間は 5 歳の誕生日まで）。

(8) 説明会等

- ・ マイナンバーカード及び健康保険証利用についてのメリットや制度、カードのセキュリティの周知がもっと必要という意見があった。
- ・ 公費負担医療の受給者証とマイナンバーカードを一元化すれば、カードのメリットやカード取得のインセンティブになるのではないかという意見があり、医療 DX の取組の中でその実現を図る。
- ・ 本人に届くようなカードのメリットの説明とその説明会の実践をしていく。

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえた対応について検討する。